

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 6 号
2 0 1 4 年 8 月 1 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

組合掲示物撤去に関する「緊急抗議」の申し入れ

8月11日、名古屋車両所分会掲示板に掲出していた『「J R 東海 労 な ご や」 No.1002』を管理者が一方的に撤去している。

組合員が、管理者の通告した理由を尋ねても、管理者は「協約違反」それ以外一切明らかにすることなく一方的に撤去している。労働組合として許すことは出来ない。

よって、下記の通り抗議するとともに見解を求める。

記

1. 組合掲示板から掲示物の一方撤去は止めること。
2. 組合掲示板から掲示物を一方的に撤去したことに対して謝罪すること。
3. 会社は組合掲示物の撤去を「協約違反」としているが、会社の一方的な解釈である。掲示物の撤去の理由を明らかにすること。
4. 3項について解釈の違いであり、認められない。団体交渉を開催すること。
5. この間、会社による組合掲示板から掲示物撤去について、係争したすべての労働委員会・裁判所より不当労働行為と判断が下され、会社は「謝罪文」を手交してきた。しかし、今回の行為はこれらを真摯に受け止めているとは思えない。見解を求める。

以上